

不法投棄案件 公開・非公開の考え方

今回は、不法投棄案件の報告を行う諮問委員会となるので、報告に先立ち公開・非公開の考え方を整理する

下記の基本的な考え方に則り、具体的には以下の取り回しで行う

1. 基本的な考え方

○離島対策等検討会運営規則

第7条 検討会は、原則、議事録および資料を公開することとする。ただし、**個別の自治体や関係者の情報については必要に応じて非公開**とする旨を検討会において決定する

2. 非公開について

1) 審議資料

下記2点については、**要請地方公共団体の要望を受け、現時点では非公開とし次年度6月の実績報告時に公開とする**

項目	理由
投棄実行者氏名	<p>今回審議対象となる2案件について、当該地方公共団体は投棄実行者の氏名を現時点では非公開としており、地方公共団体の要望により非公開とする</p> <p>(参考)情報公開法 [個人]:特定の個人を識別できる情報 ⇒ 不開示情報とする規定あり(同法5条) [法人]:特定の法人 " ⇒ " なし (ただし、法人の正当な利益を害するおそれのある情報は不開示情報)</p>
協力要請予定額	<p>協力要請予定額については、業者選定(入札)が当検討会後約1ヶ月経過してからの開催になる予定であり、入札基準価格を推測されるものになるため非公開とする</p>

2) 協力要請書(添付資料含む) ⇒ 上に同じ